

防災基本計画（原子力災害対策編）
の修正について

平成 1 4 年 3 月

原子力艦の原子力災害に係る修正のポイント

○第10編第4章（原子力艦の原子力災害、新設）構成

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1 災害情報の収集・連絡
- 2 通信手段の確保

第2節 活動体制の確立

- 1 関係指定行政機関等の活動体制
- 2 政府の活動体制
- 3 原子力安全委員会の活動
- 4 自衛隊の災害派遣
- 5 防災業務関係者の安全確保

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

- 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
- 2 避難場所
- 3 安定ヨウ素剤の予防服用
- 4 災害弱者への配慮
- 5 飲食物の摂取制限等

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動
- 2 輸送支援

第6節 救助・救急及び医療活動

- 1 救助・救急活動
- 2 医療活動

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第8節 迅速な復旧活動

原子力艦の原子力災害に係る防災基本計画

修正文案

第10編 原子力災害対策編 前文

- ①本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに、原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く）。
- ②本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。
- ③専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める防災指針「原子力施設等の防災対策について」等を十分に尊重するものとする。
- ④本編第1章から第3章の地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている”原子力施設を中心とした防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲”をめやすとして、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。
- ⑤本編第4章の原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。

第10編 原子力災害対策編

第4章 原子力艦の原子力災害

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は、以下の対応をとるものとする。

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

- ①外務省は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、関係指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。
- ②外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入り制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。
- ③現地防衛施設局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。
- ④関係指定行政機関は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定公共機関に連絡するものとする。
- ⑤関係都道府県は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係市町村に連絡するものとする。
- ⑥関係地方公共団体は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 放射能影響の早期把握のための活動

- ①文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。
- ②文部科学省は、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、関係機関に連絡するとともにモニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。
- ③放射線医学総合研究所及び指定公共機関〔日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。
- ④経済産業省は、原子力事業者に対し、放射線モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。
- ⑤防衛庁は、空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、モニタリングを支援するものとする。
- ⑥海上保安庁は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、モニタリングを支援するものとする。
- ⑦関係地方公共団体は、文部科学省と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ①関係市町村は、関係都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡するものとする。また、関係都道府県は、自ら行う応急対策の活動状況等を関係市町村に連絡するものとする。
- ②関係地方公共団体は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。
- ③関係指定公共機関は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。
- ④関係指定行政機関は、自ら行う応急対策の活動状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に連絡するものとする。
- ⑤関係地方公共団体は、関係指定地方公共機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ⑥関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ、官邸（内閣官房）、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- ⑦関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

- ①関係指定行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ②電気通信事業者は、緊急時における国及び関係地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 関係指定行政機関等の活動体制

- ①関係指定行政機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- ②関係指定行政機関は、機関相互間、関係指定公共機関、関係地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- ③関係指定行政機関等は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
- ④関係地方公共団体は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等の必要な体制をとるものとする。
- ⑤関係地方公共団体は、関係指定行政機関、関係指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- ⑥関係地方公共団体は、必要に応じて、国に対し専門家の派遣を要請するととも

に、他の地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた地方公共団体等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- ⑦関係指定公共機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- ⑧関係指定公共機関は、関係指定行政機関、関係地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 政府の活動体制

(1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催

- ①内閣府は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、連絡された情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。

(2) 官邸対策室又は官邸連絡室の設置

- ①内閣官房は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室又は官邸連絡室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。

(3) 関係閣僚会議の開催

- ①被害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため、内閣として総合調整を行う必要があると認めるときは、内閣総理大臣は官邸において関係閣僚会議を開催するものとする。

(4) 外国政府との調整

- ①外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制

- ①内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
- ②非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は、外務省、文部科学省、防衛施設庁の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担う。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、内閣府内とする。
- ③非常災害対策本部長は、防災担当大臣とし、非常災害対策本部員は、関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成する。

(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- ①内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
- ②緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は、官邸内とする。

(7) 専門家の派遣

- ①国は、応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

(8) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

- ①非常災害対策本部等は、被災現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、防衛施設庁の協力を得て、現地対策本部の設置を行う。

3 原子力安全委員会の活動

- ①原子力安全委員会は、外務省より原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合、直ちに原子力安全委員会を開催するとともに、放射線計測、放射線防護等の専門家を招集するものとする。また、必要に応じて原子力安全委員会委員及び当該専門家を現地へ派遣するものとする。
- ②現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家は、関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。
- ③原子力安全委員会は、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家からの調査報告又は意見を踏まえ、非常災害対策本部長等に対し応急対策に関する技術的助言を行うものとする。

4 自衛隊の災害派遣

- ①関係都道府県知事等は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに派遣を要請するものとする。
- ②関係市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、関係都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。
- ③自衛隊は、関係都道府県知事等から災害派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。
- ④要請を受けて行う派遣要請を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力艦の原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保

- ①防災業務関係者の被ばく防護については、原子力安全委員会が定める指針の防護指標に基づき行うものとする。
- ②国、関係地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保に努めるものとする。
- ③国、関係地方公共団体等は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- ①非常災害対策本部等は、原子力安全委員会が定める指針を踏まえ、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の実施について、指導又は助言するものとする。
- ②関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行うものとする。
- ③関係地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。
- ④関係地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

- ①関係地方公共団体は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 避難場所の運営管理

- ①関係地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食糧、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- ②関係地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- ③関係地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- ④関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用

- ①関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤

の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

- ②非常災害対策本部等は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。
- ③NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

4 災害弱者への配慮

- ①関係地方公共団体は、避難誘導、避難場所の生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

5 飲食物の摂取制限等

- ①非常災害対策本部等は、必要に応じ、放射性物質による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- ②関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定める指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

- ①警察機関、海上保安庁等関係機関は、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努めるものとする。
- ②関係市町村長等が避難のための勧告又は指示等を行った区域については、警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動

- ①都道府県警察、海上保安庁は、交通の確保・緊急輸送活動については被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ②都道府県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。
- ③道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。
- ④都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止す

るなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

- ⑤海上保安庁は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。
- ⑥海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、海上保安庁は通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。
- ⑦交通規制に当たって、警察機関、道路管理者、海上保安庁及び各災害対策本部等は、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

2 輸送支援

- ①非常災害対策本部等は、必要に応じ、関係機関（警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁）に輸送支援の依頼を行うものとする。
- ②防衛庁及び海上保安庁は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。
- ③警察庁及び消防庁は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

第6節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動

- ①関係地方公共団体は、救助・救急活動に努めるほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。
- ②関係地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努める。
- ③自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- ④警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
- ⑤消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
- ⑥海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、関係地方公共団体の活動を支援するものとする。
- ⑦非常災害対策本部等は、必要に応じ、又は関係地方公共団体若しくは関係指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2) 資機材の調達等

- ①救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- ②国及び関係地方公共団体は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者

その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

①国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

(2) 緊急被ばく医療の実施

①関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行うものとする。

②放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、関係都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

③国立病院及び国立大学附属病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

④放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

⑤被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。

⑥放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。

⑦消防庁は、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

⑧自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

①非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害弱者及び一時滞在者等に配慮

した伝達を行うものとする。

- ②情報伝達に当たっては、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。
- ③報道機関は、災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

- ①政府としての報道機関への発表は、非常災害対策本部等で行うものとする。
- ②情報伝達に当たっては、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

- ①非常災害対策本部等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

(4) 在京大使館等への情報提供体制の強化

- ①外務省及び関係指定行政機関は、在京大使館等への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。

第8節 迅速な復旧活動

(1) 屋内退避、避難収容等の解除

- ①非常災害対策本部等は、原子力艦による原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなつたと認める場合には、速やかに原子力安全委員会の意見を聴いた上で、屋内退避、避難等の防護活動の解除を関係地方公共団体に指導・助言するものとする。
- ②原子力安全委員会は、非常災害対策本部長等に対して、屋内退避、避難等の防護活動の解除について、意見を述べるものとする。
- ③関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、周辺住民等の屋内退避、避難の解除を行うものとする。
- ④関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を解除するものとする。

(2) 損害賠償

- ①国〔防衛施設庁〕は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

緊急被ばく医療に係る修正のポイント

1. 事業者の責務の追加

- ・被ばく患者発生時の事業所内における初期被ばく医療対応体制の整備、関係機関への通報連絡体制の整備
- ・被ばく患者発生時の医療機関、搬送機関への適切な情報（患者の概要、異常事態の概要、被ばくの状況等）の伝達
- ・被ばく患者の搬送及び医療機関への搬出の際の、原子力事業所内からの専門家の派遣及び汚染拡大防止、除染等の協力

2. 地方公共団体の責務の追加

- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築
- ・医療機関の求めに応じ、施設内の汚染がない旨の確認、その旨の情報の集約管理、周辺住民及び報道機関への提供

3. 初期、二次、三次被ばく医療機関等の位置づけの明確化

- ・被ばく医療の実施に関わる医療機関は被ばく患者の症状に基づき、自ら医療を実施または、構築される医療ネットワークを基に他の機関への転送等を実施
- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築（地方公共団体：再掲）
- ・地域の三次被ばく医療体制の構築（国）

「防災基本計画 第10編 原子力災害対策編」
(緊急被ばく医療関係)

新旧対照表

現行計画	修正計画（案）
<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (1)救助・救急活動関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 ○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握し、必要に応じ情報交換を行い、適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。 ○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○ <u>原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るものとする。</u> <p>(2)医療活動関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、<u>ヨウ素剤</u>、<u>応急救護用医薬品</u>、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 ○国〔文部科学省、厚生労働省〕及び地方公共団体は、<u>緊急時被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。</u>緊急時被ばく医療を行う国公立病院などの専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。 ○放射線医学総合研究所は、<u>外部専門医療機関との緊急時被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急時被ばく医療体制の充実を図るものとする。</u>また、同研究所は、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、<u>医師及び看護婦等</u>に対する研修プログラムを引き続き実施するものとする。 	<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (1)救助・救急活動関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 ○地方公共団体は、<u>緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成する。</u> ○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握し、必要に応じ情報交換を行い、適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。 ○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○原子力事業者は、<u>被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに、原子力施設内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を維持するものとする。</u> <p>(2)医療活動関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、<u>安定ヨウ素剤</u>、<u>応急救護用医薬品</u>、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 ○国〔文部科学省、厚生労働省〕及び地方公共団体は、<u>緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。</u>緊急被ばく医療を行う国公立病院などの専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。 ○放射線医学総合研究所は、<u>外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。</u>また、同研究所は、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、<u>医師及び看護師等</u>に対する研修プログラムを引き続き実施するものとする。 ○地方公共団体は、<u>外来診療に対応する初期及び入院診療に対応する二次被ばく医療体制並びに、そのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ、構築するように努めるものとする。</u> ○国〔文部科学省、厚生労働省〕は、<u>専門的入院診療に対応する地域の三次被ばく医療体制を構築するように努めるものとする。</u>

現行計画	修正計画（案）
<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(1) 訓練計画の策定</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体及び原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の通報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うものとする。</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、<u>緊急時被ばく医療等の防災活動</u>の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに国、関係機関等は積極的な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕、地方公共団体及び原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、具体的な原子力緊急事態を想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>○訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>○原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対する十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。</p>	<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(1) 訓練計画の策定</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体及び原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の通報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うものとする。</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、<u>緊急被ばく医療等の防災活動</u>の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに国、関係機関等は積極的な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕、地方公共団体及び原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、具体的な原子力緊急事態を想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>○訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>○原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対する十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。</p>

現行計画

第1章 災害予防

第4節 原子力防災に関する研究等の推進

- 国〔文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、緊急時医療に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発等を推進するなど原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。
- 研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

修正計画（案）

第1章 災害予防

第4節 原子力防災に関する研究等の推進

- 国〔文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、緊急被ばく医療に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発等を推進するなど原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。
- 研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

現行計画

第2章 災害応急対策

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。
- 地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。
- 地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

- 地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 避難場所の運営管理

- 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

修正計画（案）

第2章 災害応急対策

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。
- 地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。
- 地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

- 地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 避難場所の運営管理

- 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用

- 地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。
- 国は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。
- NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

現行計画

3 災害弱者への配慮

○地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

4 飲食物の摂取制限

○国は、放射性物質による汚染状況の調査、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
○地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

修正計画（案）

4 災害弱者への配慮

○地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

5 飲食物の摂取制限

○国は、放射性物質による汚染状況の調査、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
○地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

現行計画	修正計画（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1)国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p> <p>○原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする</p> <p>○地方公共団体は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。</p> <p>○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は現地対策本部等の要請等に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。</p> <p>○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体若しくは指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1)国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p> <p>○原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする</p> <p><u>○原子力事業者は、被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</u></p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。</p> <p>○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は現地対策本部等の要請等に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。</p> <p>○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体若しくは指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>2 医療活動</p> <p>(1)緊急被ばく医療派遣チームの派遣</p> <p>○国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2)緊急時医療の実施</p> <p>○都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、<u>緊急医療活動</u>を行うものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県の災害対策本部のもとで、<u>被ばく者</u>（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する<u>診断及び処置</u>について、<u>現地医療関係者等</u>を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○国立病院及び国立大学附属病院は、原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、<u>看護婦、薬剤師及び放射線技師等</u>の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、<u>薬剤、医療機器等</u>を提供するものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、<u>現地医療機関</u>で遂行困難な<u>除染及び障害治療</u>を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で<u>受診し</u>、相当程度の<u>被ばく者</u>に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。</p> <p>○都道府県は、<u>現地対策本部より、ヨウ素剤の服用の防護活動を実施するよう指導・助言があった場合は、周辺住民の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</u></p> <p>○消防庁は、<u>被ばく者</u>の放射線障害専門病院等への搬送について、都道府県の災害対策本部又は現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、<u>被ばく者</u>の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1)緊急被ばく医療派遣チームの派遣</p> <p>○国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2)緊急被ばく医療の実施</p> <p>○都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、<u>緊急被ばく医療活動</u>を行うものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県の災害対策本部のもとで、<u>被ばく患者</u>（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する<u>診療</u>について、<u>初期及び二次被ばく医療機関の関係者</u>を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○国立病院及び国立大学附属病院は、原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、<u>看護師、診療放射線技師及び薬剤師等</u>の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、<u>薬剤、医療機器等</u>を提供するものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、<u>初期及び二次被ばく医療機関</u>で遂行困難な<u>高度専門的な除染及び治療</u>を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で<u>受診した</u>相当程度の<u>被ばく患者</u>に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。</p> <p><P274 第2章 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動に主旨を反映した。></p> <p>○消防庁は、<u>被ばく患者</u>の放射線障害専門病院等への搬送について、都道府県の災害対策本部又は現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、<u>被ばく患者</u>の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。</p>